

米国での Minimum Risk Pesticide の除外規定について

概 要

米国環境保護庁は、連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（通称 FIFRA）第25条(b)(1)に基づき、リスクの極めて少ない農薬（Minimum Risk Pesticide）として別表の農薬を指定。これらは、FIFRA の登録義務等各種要件が免除される。

FIFRA Sec25(b) [仮訳]

行政官は、当該物質が以下に該当すると判断した場合には、本法律に基づく要求事項を免除することができる、

- (1) 他省庁により規制することが適切である物質。
- (2) その性質から判断して、本法の施行の観点から本法の規制の対象とすることが適切でないと判断した物質。

Minimum Risk Pesticide に係る規定

US-EPA（米国環境保護庁）は、Minimum Risk Pesticide を指定し、FIFRA の要件から除外することとしているが、その販売等にあたり以下の事項を遵守しなければならないとしている。

- ・ ラベルに含有成分の名称及び含有量を明記すること。
- ・ ラベルに虚偽の表示（成分、効果）又は他の薬剤との比較、連邦政府が推奨している旨の表示をしないこと。（但し、「天然成分」、「子供にも安全」等の表示は虚偽でなければ可。）
- ・ 人の健康に係る微生物を防除又は駆除する旨の表示を行わないこと。
- ・ 殺そ効果又は特定の病原菌を媒介する害虫を駆除する旨の表示（例えば、ライム病を引き起こすダニの駆除、マラリアを媒介する蚊の駆除等）を行わないこと。（但し、単に「ダニの駆除」、「蚊の駆除」等の表示は可。）

参 考

- (1) これら農薬の残留農薬基準については、連邦食品・医薬品・化粧品法（通称 FFDC A）により別途除外規定があり。（別表の*）
- (2) US-EPA が FIFRA からの除外を認めたとしても、各州政府が除外を認めない権限が附与されている。その場合には、当該州内での販売はできない。
- (3) Minimum Risk Pesticide の追加指定については、現段階では、審査に当たっての明確なルールがないことから、当面行わない予定。

(別表) 米国での Minimum Risk Pesticide リスト

(* は、FFDCA に基づき、食品中の残留基準が不要とされているもの。)

英語表記	和 名	備 考
CasterOil	ヒマシ油	
Ceder Oil	ヒバ油、シダーオイル	
Cinnamon * andCinamon Oil *	シナモン及びシナモンオイル	
Citric Acid *	クエン酸	
Citronella andCitronella Oil	コウスイガヤ、コウスイガヤ油、 シトロネラ油	
Cloves * and Clove Oil *	丁子、丁子油、	
Corn GlutenMeal *	トウモロコシグルテン	
Corn Oil *	コーン油	
Cottonseed Oil *	綿実油	
Dried Blood	乾血	
Eugenol	ユージノール	
Garlic * and Garlic Oil *	ニンニク、ニンニク油	
Geranium Oil	ゼラニウム油	
LaurylSulfate	ラウリル硫酸	
LemongrassOil *	レモングラスオイル	
Linseed Oil	亜麻仁油	
MalicAcid *	リンゴ酸	
Mint * and Mint Oil *	ミント、ミントオイル	
Peppermint * andPeppermintOil *	ペパーミント、ペパーミントオイル	
2-PhenethylPropionate (2-phenylethyl propionate)		
PotassiumSorbate	ソルビン酸カリウム	
Putrescent Whole Egg Solids		
Rosemary * and Rosemary Oil *	ローズマリー、ローズマリーオイル	
Sesame * (includes ground Sesame plant stalks) and Sesame Oil *	ゴマ(すった茎を含む)、ゴマ油	
Sodium Chloride *	食塩	
SodiumLaurylSulfate	ラウリル硫酸ナトリウム	
Soybean Oil	大豆油	
Thyme * and Thyme Oil *	タイム、タイムオイル	
White Pepper *	白コショウ	
ZincMetal Strip(consistingsolelyof zinc metalandimpurities)	亜鉛片(亜鉛及び不純物のみから構成 されるもの)	